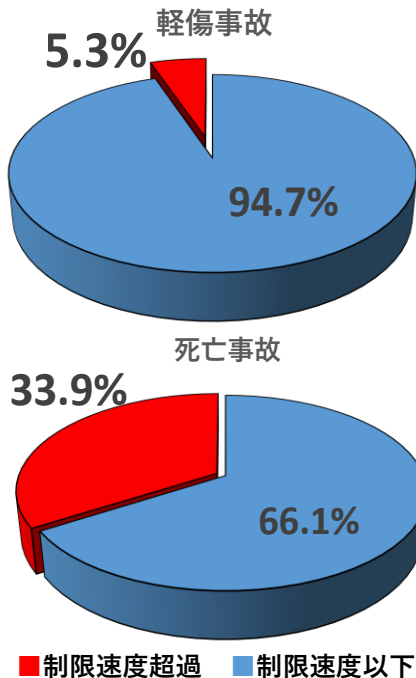


岡山県警察速度管理指針(令和8年5月改訂)

岡山県における速度管理の必要性

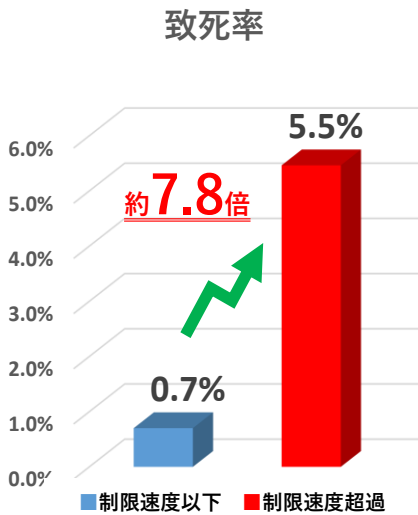
交通事故発生状況

第1当事者が制限速度を超過していた割合は、軽傷事故では5.3%だが、**死亡事故では33.9%になる。**



速度抑制による被害軽減

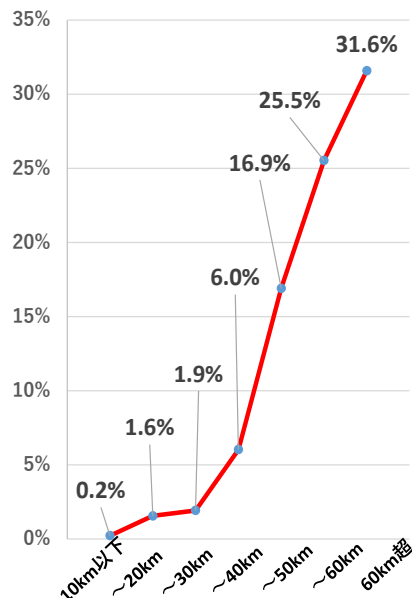
第1当事者が制限速度を超過していた事故は、制限速度を遵守していた事故と比較して、**致死率が約7.8倍**と高い。



制限速度の遵守が死亡事故抑止に効果的

人対車両事故の危険認知速度と致死率

人対車両の事故における第1当事者の危険認知速度(注1)が**30km/h以下の致死率は1.9%以下**であるが、40km/hを超えると跳ね上がり、**60km/h超では31.6%になる。**

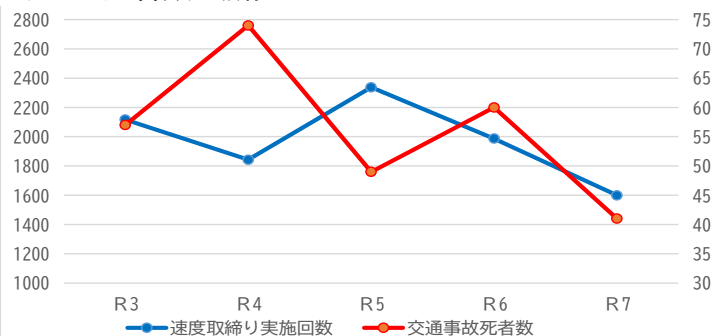


主な対策

- ・交通事故分析結果に基づく速度違反取締り、可搬式速度違反自動取締装置(注2)の活用
- ・制限速度遵守の必要性についての広報
- ・レッド走行(注3)、駐留監視(注4)等の街頭活動
- ・速度抑制のための道路環境の整備(道路管理者と連携した速度の出しにくい道路環境の整備等)

速度取締りと交通事故の関係

取締り回数が増加すると死者数が増加し、取締り回数が増加すると死者数が減少



重大事故を抑止するためには、適正な速度管理が重要!

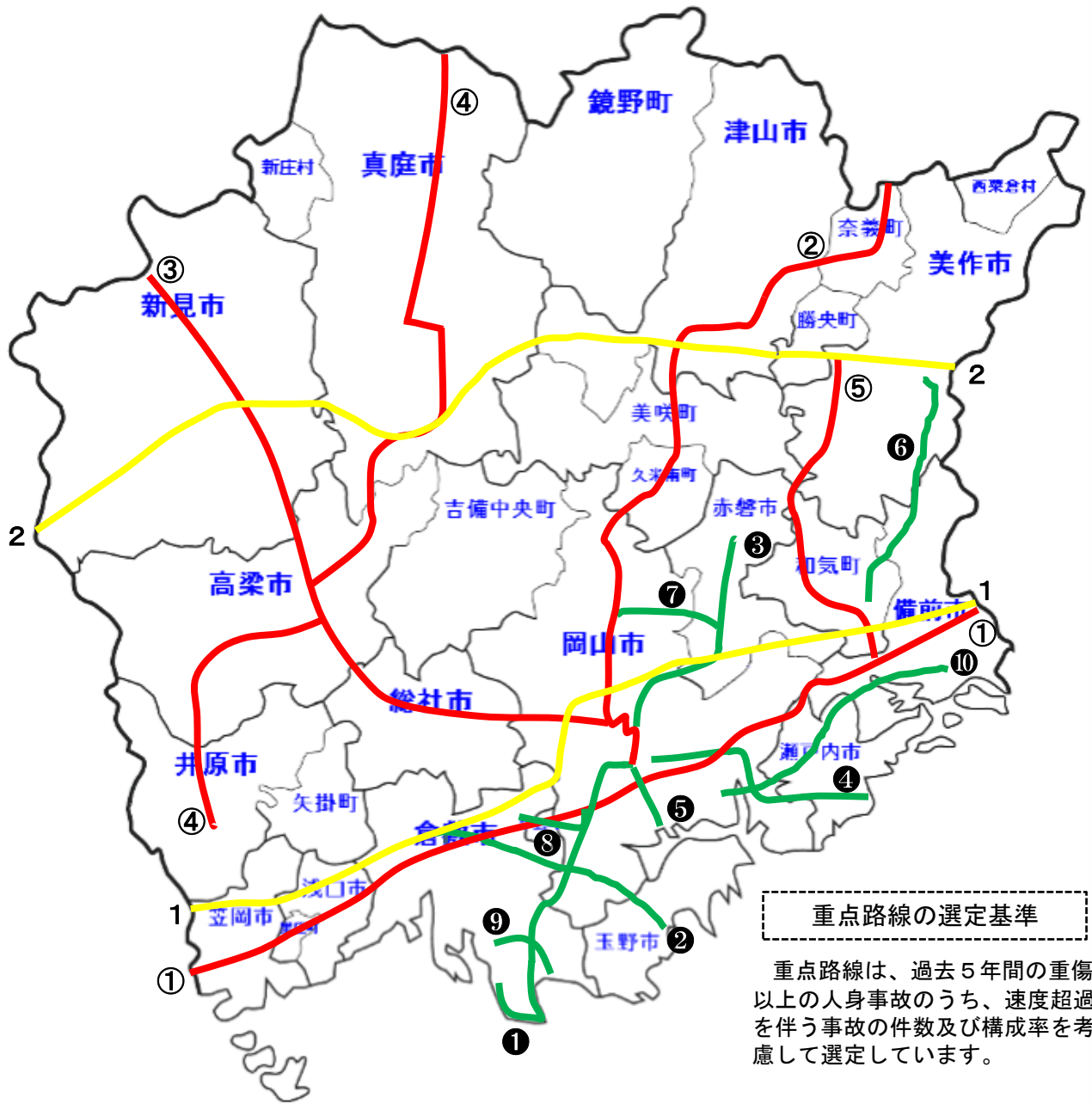
本資料における分析は、令和3年から令和7年までの一般原付以上の車両が第1当事者となった人身事故のデータを用いた。
注1:「危険認知速度」とは、運転者が相手方車両・人等を認め、危険を認知した時点の速度をいい、具体的にはブレーキ・ハンドル操作等の事故回避行動をとる直前の速度をいう。危険を認知せず、事故回避行動をとらなかった場合は、事故直前の速度をいう。
注2:「可搬式速度違反自動取締装置」とは、通学路や住宅地などの駐車場所がない場所でも速度違反取締りが可能な装置をいう。
注3:「レッド走行」とは、パトカー等による赤色灯を点灯させての交通指導取締り等の活動をいう。
注4:「駐留監視」とは、パトカー等を駐留させての警戒活動をいう。

岡山県警察における速度管理の内容

区分	生活道路	幹線道路及びその他の道路	高速道路
交通事故発生状況 (R3～R7の過去5年間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者数 14人 ○ 重傷者数 599人 <p>※生活道路 おおむね500メートル以上にわたり、民家、建物等が連立し、市街地的形態をなしている地区の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度規制が30km/h以下に指定されている国道以外の道路 ・速度規制のない市町村道 <p>※道交法改正(令和8年9月～) 生活道路の法定速度の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路～主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路 <ul style="list-style-type: none"> ○ 死者数 142人 ○ 重傷者数 1,365人 ※幹線道路 全ての国道及び速度規制が40km/h以上の県道 ● その他の道路 <ul style="list-style-type: none"> ○ 死者数 109人 ○ 重傷者数 921人 ※その他の道路 生活道路、幹線道路以外の道路 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者数 16人 ○ 重傷者数 33人
交通事故の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約7割以上が昼間に発生 ○ 約5割が対歩行者又は対自転車事故 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約6割以上が昼間に発生 ○ 約6割が岡山・倉敷市内で発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約7割が車両単独等の一方的過失の事故 ○ 約7割以上が山陽自動車道で発生
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通過交通の流入対策及び速度抑制による歩行者の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度抑制及び速度規制の見直し等による交通の安全と円滑の確保 	
速度管理の概要	交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種講習や広報啓発活動を活用した交通安全教育 ○ 生活道路の法定速度引き下げに関する法改正の周知 	
	交通指導取締り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の分析結果等を踏まえて策定した指導取締り方針に基づき、重点対策地区・路線等において、速度取締りや駐留警戒等を実施 ○ 可搬式速度違反自動取締装置の活用 ○ 通学路等における児童の安全確保に向けた速度取締りや駐留警戒の実施 	
	交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助標識の設置による速度抑制の必要性の明示化を推進(例～通学路) ○ 道路管理者と連携し、速度を出しにくい道路環境を整備 ○ 交通事故の発生実態、車両の実際の走行速度等を総合的に勘案し、速度規制の見直しを検討 	
対策地域又は路線	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路を含む生活道路 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度管理重点路線(17路線、詳細は別紙のとおり。) 過去5年間の速度超過を伴う重傷以上の事故件数及び構成率から重点路線を選定の上、路線ごとに各地域の道路環境や交通状況等を総合的に勘案して交通指導取締りや速度規制の見直しを推進 	
その他の交通指導取締り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害軽減のための座席ベルト装着義務違反の取締りを実施 ○ 交通事故に直結する横断歩行者等妨害等違反の取締りを実施 ○ 合図不履行や携帯電話使用等の悪質性、危険性又は迷惑性の高い違反の取締りを実施 		

速度違反取締りは、重点路線以外でも実施します！

速度管理重点路線



国道 (5路線)	①	2号
	②	53号
	③	180号
	④	313号
	⑤	374号

高速道路 (2路線)	1	山陽自動車道
	2	中国自動車道

県道 (10路線)	①	岡山児島線
	②	倉敷玉野線
	③	岡山吉井線
	④	岡山牛窓線
	⑤	岡山港線
	⑥	和気笹目作東線
	⑦	御津佐伯線
	⑧	倉敷妹尾線
	⑨	宇野津下之町線
	⑩	寒河本庄岡山線